

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

磐 田 市 長

草地 博昭

磐田市条例第 28 号

磐田市介護保険条例の一部を改正する条例

磐田市介護保険条例（平成 17 年磐田市条例第 134 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度分の保険料の減免の特例）

第 10 条 令和 8 年度分に限り、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長は、第 1 号被保険者又はその者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が次の各号のいずれにも該当する場合は、保険料を減免することができる。

- (1) 令和 7 年度及び令和 8 年度の市民税が非課税であること。
- (2) 令和 7 年中の給与等（所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいう。）の収入金額が 551,000 円以上 190 万円未満であること。
- (3) 令和 8 年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有する者であり、かつ、令和 8 年度分の市民税の賦課期日において市内に住所を有する者であること。

2 第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、前項の規定による減免は、申請によらずに行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。